

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 12 月 19 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 9 日 午前 8 時 3 0 分から 令和 8 年 1 月 1 6 日 午後 4 時 3 0 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 1 月 2 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 2 月 4 日 午後 1 時 3 0 分 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 2 2 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 月 2 8 日 午後 4 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 2 月 1 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分までです。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	730,000 584,000	一括	146,000	21,086	0
1	520,000				
2	210,000				



物 件 目 録

1 所 在 高松市木太町字東原
地 番 6 1 4 番 1 3
地 目 宅地
地 積 9 8 . 2 3 平方メートル
持分 2 分の 1

2 所 在 高松市木太町字東原 6 1 4 番地 1 3
家屋 番号 6 1 4 番 1 3
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 4 6 . 3 7 平方メートル
2 階 3 2 . 2 9 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 5 6 平方メートル
2 階 3 2 . 2 9 平方メートル

持分 2 分の 1



物 件 明 細 書

令和 7年12月 3日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件共有者らが占有している。

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

本件土地建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 高松市木太町字東原
地 番 6 1 4 番 1 3
地 目 宅地
地 積 9 8 . 2 3 平方メートル

共有者 A 持分2分の1

2 所 在 高松市木太町字東原 6 1 4 番地 1 3
家屋 番号 6 1 4 番 1 3
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1 階 4 6 . 3 7 平方メートル
2 階 3 2 . 2 9 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 5 6 平方メートル
2 階 3 2 . 2 9 平方メートル

共有者 A 持分2分の1



令和7年(ヌ)第28号
令和7年8月28日受理
令和7年9月18日提出

現況調査報告書



高松地方裁判所

執行官 竹 村 優 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 高松市木太町字東原

地 番 614番13

地 目 宅地

地 積 98.23平方メートル

共有者 A 持分2分の1

2 所 在 高松市木太町字東原614番地13

家屋 番号 614番13

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 46.37平方メートル
2階 32.29平方メートル

共有者 A 持分2分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	高松市木太町614番地13		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	共有者Aの持分2分の1のみが対象である		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） 年月日不詳の1階北側及び南側の増築により、1階床面積が約10㎡増加し、次のとおりとなっている ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約56㎡ 2階 32.29㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	共有者Aの持分2分の1のみが対象である		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (債務者)	1 私は本件物件1, 2土地建物の共有者(持分2分の1)です。 相共有者の B は私の妹です。 2 物件2建物には、私が家族で暮らしています。 3 妹の B は、本件物件2建物で生活をしたことがなく、私自身ほとんど接触がないので、現在、物件1, 2土地建物についてどのような認識を持っているのか分かりません。ただ、私がこの家を利用することに関して何も言ってきたことはありません。 4 物件1, 2土地建物の共有者である私が B の持ち分の範囲を全て利用していることについての利用権原について、執行官から尋ねられましたが、何らかの対価を支払っていることはありません。
■B (物件1, 2土地建物の共有者(持分2分の1))	1 私は本件物件1, 2土地建物の共有者(持分2分の1)です。 2 私は、幼いころから県外にいて本件建物で暮らしたことはありません。本件土地建物は亡母が生活をしていた場所であることは知っています。本件建物に兄 A が家族で暮らしていることについては、私は何ら干渉することではないと思っていますが、裁判所で競売になっていることは知らなかったので驚いています。 3 まだ、私自身の持分についてどのように考えていくかについては考えが纏まっていませんが、本件建物で私自身が生活をするということは考えていません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
- 2 高松市役所での調査によると、本件土地は都市計画区域内の非線引区域に存在し、北側を幅員約4mの公衆用道路（私道（目的外土地614番10及び同番8により構成；建築基準法42条1項5号道路）に接道している。
- 3 物件1土地の範囲は現況上明らかである。14条1項地図が存在している。
- 4 物件2建物については、経年（築後約48年経過）劣化が見受けられる。特に1階の床は全般的に緩くブカブカしている状態であり、また、2階の部屋の天井には雨漏り痕が見受けられる。共有者Aの話では、「雨漏りが発生していることは分かっています。ただ、建物が古いので代替の瓦がなく全て葺き替える必要があると業者から言われています。改修費用がないのでどうしようもできないのが現状です。」とのことであった。
- 5 物件1，2土地建物を共有者Aが単独利用していることについて、共有者A・Bの陳述からすると、兄弟の間のことであり対価のやりとりが存在していないことから、期間の定めのない使用貸借関係にあるものと思料する。
- 6 物件1土地北側の接面道路は、私道（614番8，同番10、所有者：C）である。当該道路の利用について、D（Cの親族）の話では、「物件1土地の接面道路を道路として利用される分には、問題はありません。ただ、道路の管理については自治会でしていただきたいと思います。」とのことであった。

※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年8月30日(土) 9:00-9:20	物件所在地	接道外観等調査
令和7年9月1日(月) 11:00-11:10	当庁(電話)	共有者Aから事情聴取
令和7年9月2日(火) 8:40-9:00	高松法務局	公図公簿等閲覧等調査
令和7年9月10日(水) 14:30-15:30	物件所在地	立入調査(共有者A立会) 評価人同行
令和7年9月10日(水) 16:10-16:30	高松市役所	公法上の規制等調査
令和7年9月10日(水) 16:35-16:45	高松市番町1丁目 香川県広域水道企業団 高松事務所	上水関係調査
令和7年9月18日(木) 14:40-14:50	高松市木太町 前面道路所有者住所地	道路の利用関係について調査

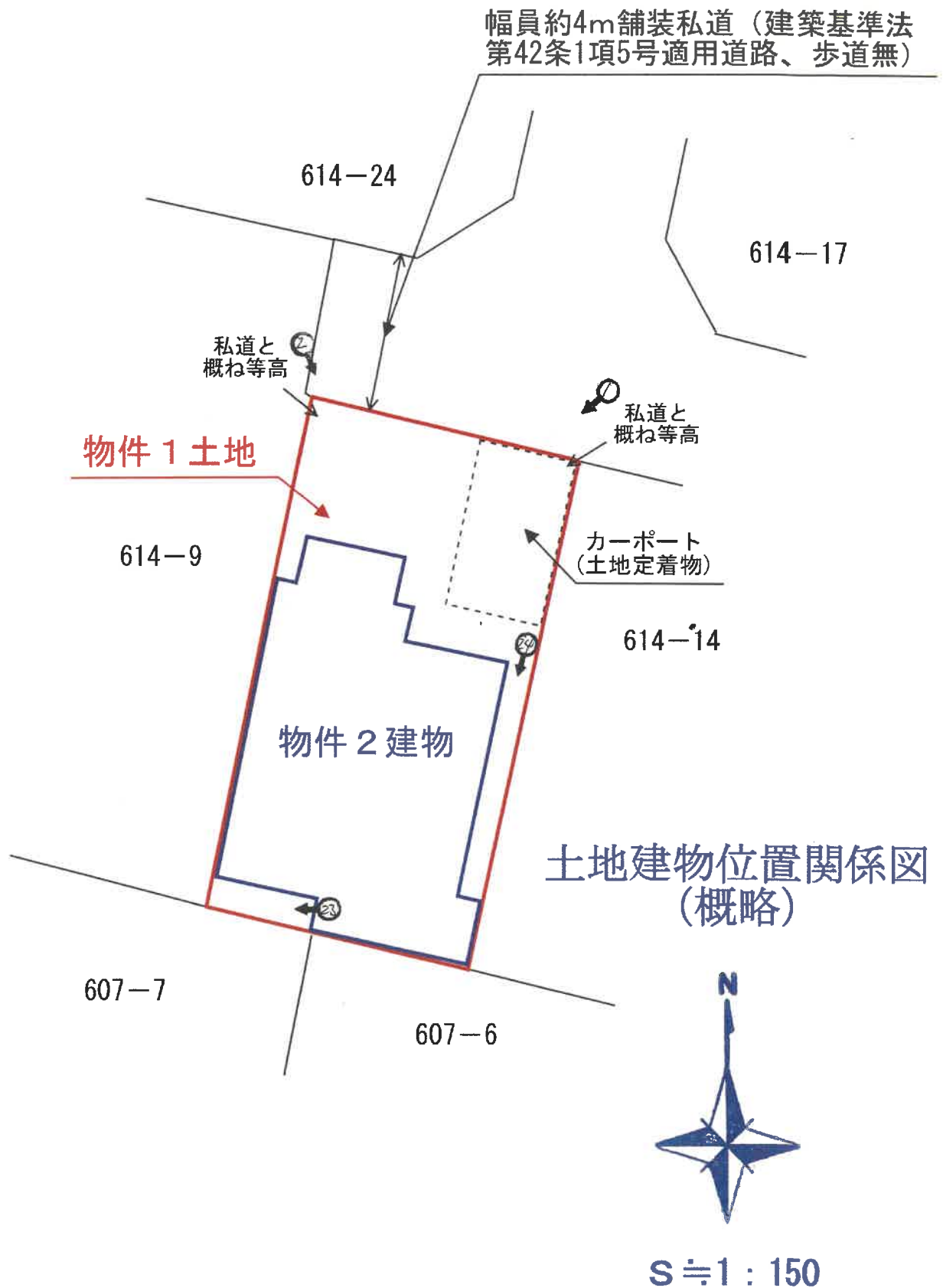
(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

- ※1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
 ※2 隣接地の地番は、公図に基づく記載である。



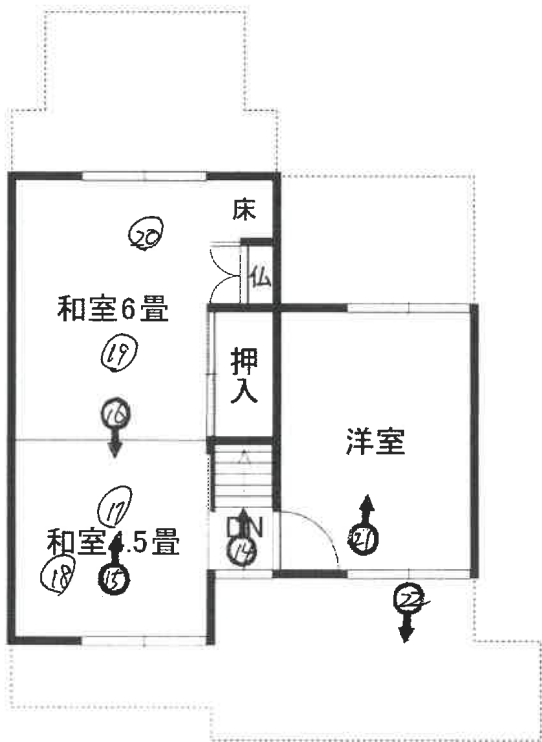
物件 2 建物

※1 赤色部分は未登記増築部分(概測約10㎡)を表す。
※2 2階部分の黒破線は1階部分の形状を表す。

1階



2階



間 取 図



(7 枚目)

写真撮影位置・方向

1



受命物件の状況

2

物件 1

物件 2



物件 1 土地ほぼ北側及びほぼ西側境界付近の状況

公衆用道路（私道；建築基準法 4 2 条 1 項 5 号道路）



物件2建物の1階玄関周りの状況

4



物件2建物の1階LDKの状況

5



物件2建物の1階LDKの状況

6



物件2建物の1階キッチンの状況

7



物件2建物の1階LDKほぼ北側のサンルーム（増築部分）の状況

8



物件 2 建物の 1 階東側和室ほぼ南側の物置（増築部分）の状況

9



物件 2 建物の 1 階東側和室ほぼ南側の物置（増築部分）の状況

1 0



物件 2 建物の 1 階洗面脱衣所の状況

1 1



物件 2 建物の 1 階洗面脱衣所床の損傷個所の状況

1 2



物件 2 建物の 1 階浴室の状況

1 3



物件 2 建物の 1 階トイレの状況



物件2 建物の階段の状況

1 5



物件 2 建物の 2 階ほぼ西側和室の状況

1 6



物件 2 建物の 2 階ほぼ西側和室の状況

17



物件2建物の2階ほぼ西側和室の天井の雨漏り痕の状況

18



物件2建物の2階ほぼ西側和室の天井の雨漏り痕の状況

19



物件2建物の2階ほぼ西側和室の天井の雨漏り痕の状況

20



物件2建物の2階ほぼ西側和室の天井の雨漏り痕の状況

2 1



物件 2 建物の 2 階ほぼ東側洋室の状況

2 2



物件 2 建物の 2 階ほぼ東側洋室ほぼ南側のベランダの状況

2 3



物件 2 建物ほぼ南側の状況

2 4



物件 2 建物ほぼ東側の状況

令和7年(ヌ)第28号
令和7年9月10日 現地調査
令和7年9月18日 評価

高松地方裁判所 御中



評価書

評価人 不動産鑑定士

新川 智 洋

第1 評価額

一括価格	
金730,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金520,000円
物件2（建物）	金210,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

－次頁へ－

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地積	高松市木太町字東原 614番13 宅地 98.23m ²	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	高松市木太町字東原 614番地13 614番13 居宅 木造瓦葺2階建 1階 46.37m ² 2階 32.29m ² 延 78.66m ²	1階 約56m ² ※ ₁ 2階 32.29m ² 延 約88.29m ² ※ ₁ 未登記増築部分（1階概測 約10m ² ）を含む。 ※ ₂ 上記以外の事項は同左
特記事項			
・物件1土地、物件2建物については、何れも共有持分（2分の1）の 売却である。			

一次頁へー

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	琴電長尾線「元山」駅の西方約820m（直線距離） ことでんバス「大池」バス停の北東方約420m（同上） （附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	目的物件の存する近隣地域は高松市南部郊外、琴電長尾線「元山」駅の西方約820m（直線距離）の木太町地区内に位置し、小規模戸建住宅が多い住宅地域を形成している。 当該地域においては、概ね戸建住宅としての使用を標準的使用とする。また、近隣地域及び周辺においては、特段の地域要因の変化等は見受けられないため、今後もほぼ現況と同様なあり方で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% 指定なし 特になし
画地条件	間口約7m、奥行約14m、規模98.23㎡（登記記載数量） のほぼ長方形状の中間画地であり、地勢は概ね平坦である。	
接面道路の状況	物件1土地は、北側で幅員約4m舗装私道〔建築基準法第42条1項5号適用道路（昭和51年11月16日、第531号）、歩道無〕と概ね等高に接面する〔附属資料「土地建物位置関係図（概略）」参照〕。なお、系統・連続性はやや劣る（行止り）。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	現況では、物件1土地は物件2建物の敷地として利用されている。物件1土地の隣接不動産の状況は、東側、西側及び南側は戸建住宅、北側は私道を介し戸建住宅である。	
供給処理施設	上 水 道 あり、ガス配管 あり、下 水 道 あり	
特 記 事 項	・ 物件1土地の範囲については、公図（法第14条第1項地図）、建物図面、住宅地図、航空写真等を参考にした現地調査等の結果では、現況上明らかである。 ・ 物件1土地内の北東部にカーポート（土地定着物）が存する。 ・ ガス配管は物件1土地の北東端付近に引込済だが、物件2建物への宅内配管工事は未了とのことである。 ・ 土壌汚染の有無に関しては、登記記載事項、過去の住宅地図による地歴調査、聴取調査等からは土壌汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壌汚染の可能性は低い。なお、土壌汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。 ・ 埋蔵文化財の有無に関しては、高松市創造都市推進局文化財課に確認した結果、文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はないことから、埋蔵文化財埋設の可能性は低いと判断し、当該要因については考慮外として評価する。 ・ 目的物件の占有等の権利関係は、現況調査報告書参照のこと。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年 数	建築年月日（登記記載） 昭和52年3月23日新築 経過年数 約48年 経済的残存耐用年数 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 モルタル吹付等 内 壁 ビニールクロス、ジュラク、板張り等 天 井 板張り、ビニールクロス等 床 フローリング、畳等 設 備 電気・給排水・空調・衛生設備等
床面積（現況）	1階約56㎡※、2階32.29㎡、延約88.29㎡ ※未登記増築部分（1階概測約10㎡）を含む〔附属資料「間取図」参照〕。
現況用途等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り （附属資料「間取図」のとおり）
品 等	中位
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・高松市都市整備局建築指導課での聴取等によれば、物件2建物については、建築基準法上の建築確認（昭和51年12月10日、第2063号）を取得しているが、完了検査の記録は認められないとのことである。 ・物件2建物の北西側、南東側で増築（概測約10㎡）がなされているが、登記は未了である〔附属資料「間取図」参照〕。 ・物件2建物については経年劣化が認められ、特に1階の床は全体的に緩んでブカブカしている状態にある。また、2階の天井には雨漏り痕が見受けられるが、所有者によれば当時の瓦は現在生産されておらず、全体的な葺替えが必要とのことである。 ・屋根上に太陽熱給湯器の設備が存する。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・目的物件については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。 ・目的物件の占有等の権利関係は、現況調査報告書参照のこと。

一次頁へー

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1を含む全持分）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1を含む全持分	40,000	1.0	98.23	0.7	2,750,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 高松(県)－22

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $45,800\text{円}/\text{㎡} \times 100.2/100 \times 100/100 \times 100/115 \div 40,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：環境条件＋15%（相乗値）

イ 個別格差：特になし

ウ 地 積：登記記載数量による。

エ 建付減価：地上建物の築年数等の現況に鑑み、▲30%の建付減価の発生が認められると判断した。

(2) 建物価格（物件2を含む全持分）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価 率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2を含む全持分	167,000	約88.29	0.05	737,000

ウ 現 価 率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

目的物件（物件2を含む全持分）は経済的残存耐用年数をほぼ満了しており、建物の現況等を考慮して、現価率を5%（0.05）と査定した。

－次頁へ－

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1を含む全持分	2,750,000	0.1	敷地占有利益	275,000

イ 土地利用権等割合：物件2建物の土地利用権等を敷地占有利益、その範囲は物件1土地全体に及ぶと判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	持分 ウ	占有減 価修正 エ	市場性 修正 オ	競売市 場修正 カ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	2,750,000	-275,000	1/2		0.7	0.6	520,000
2	737,000	+275,000	1/2	1.0	0.7	0.6	210,000
一括価格 (合計)							730,000

ウ 持 分：登記記載の共有持分による。

エ 占有減価修正：現況等に鑑み、特段の占有減価修正は必要ないものと判断した。

オ 市場性修正：共有持分の売却であること等による市場性の減退等を考慮し、▲30%の市場性修正が必要と判断した。

カ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

一次頁へー

第6 参考価格資料

地価調査価格〔高松(県)－22〕
所 在：高松市木太町字今村下所4300番8
価 格：45,800円／m²
位 置：琴電長尾線「元山」駅の北西方約1km（道路距離）
価 格 時 点：令和6年7月1日
地 積：89m²
供給処理施設：水道・ガス
接 面 街 路：南側4m私道
用 途 指 定 等：(都)1低専（建蔽率60%、容積率100%）
地 域 の 概 要：中小規模一般住宅等が多い郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 …… 2,652,995円
物件2 …… 1,064,049円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図（概略）
- 5 建物間取図

以 上

高松市役所 白図

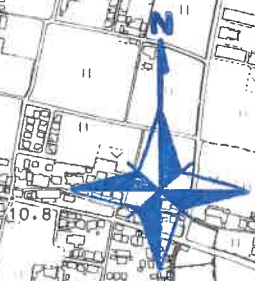
物件

基準地：高松(県)－22

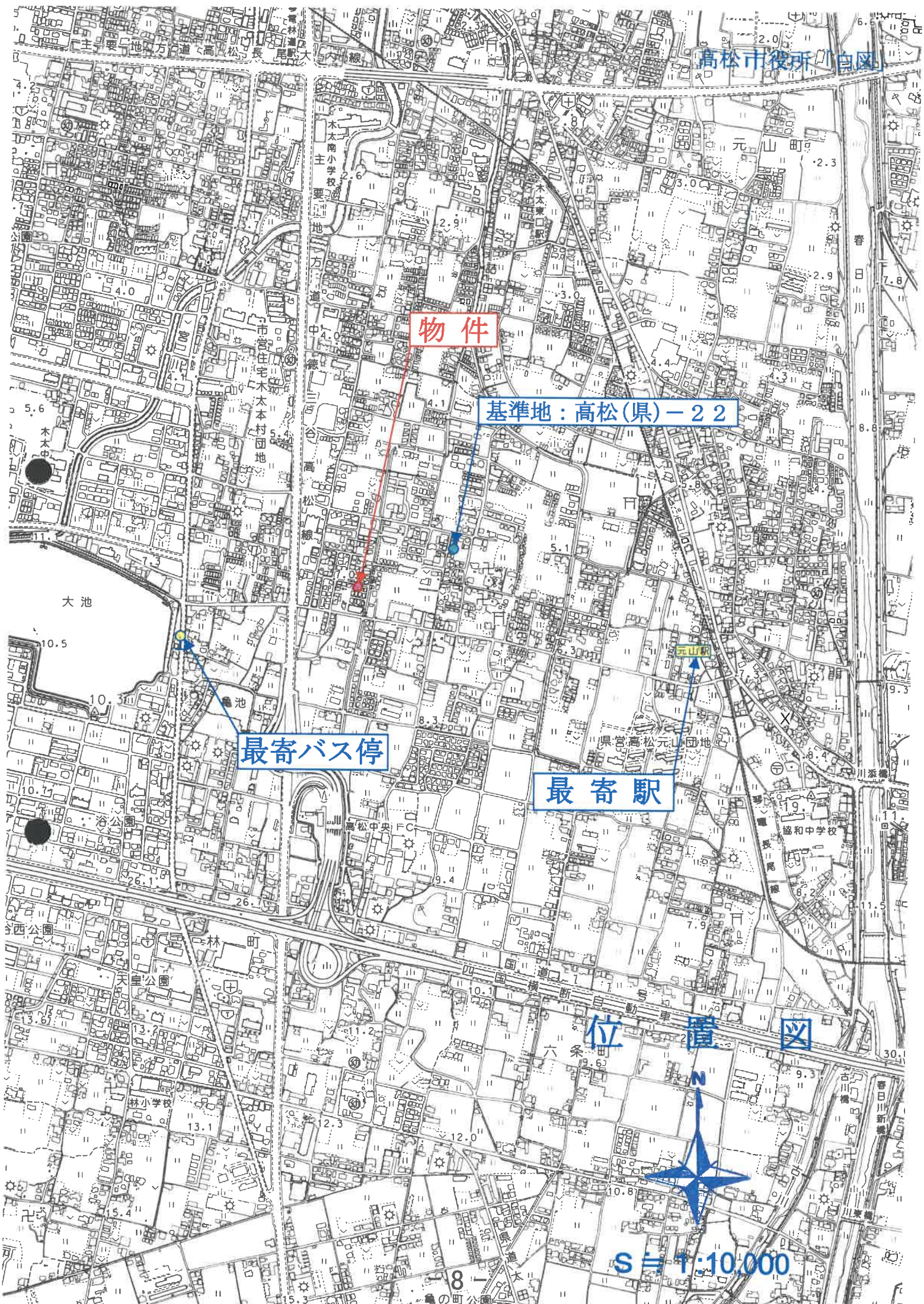
最寄バス停

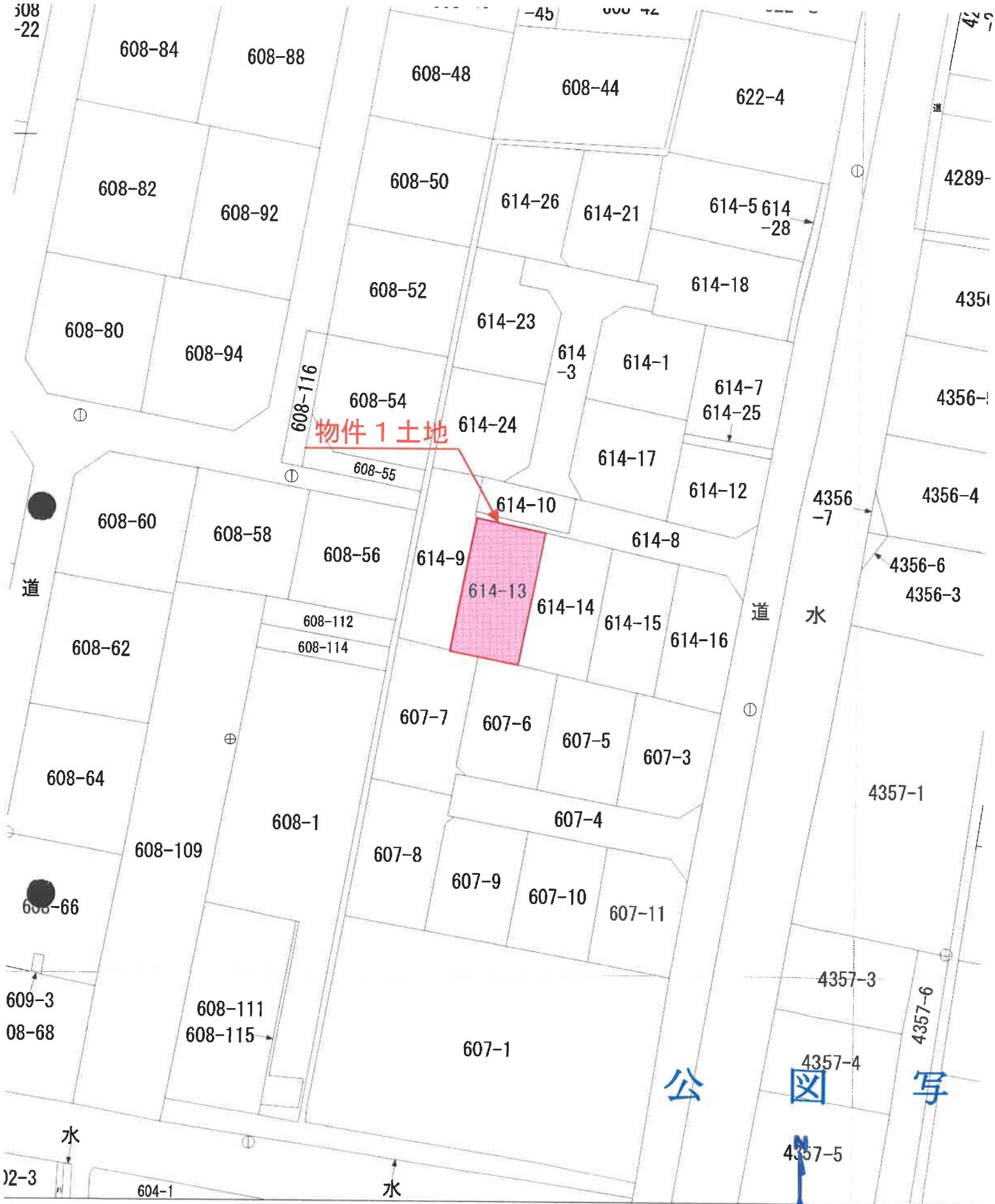
最寄駅

位置図



S 1:10,000



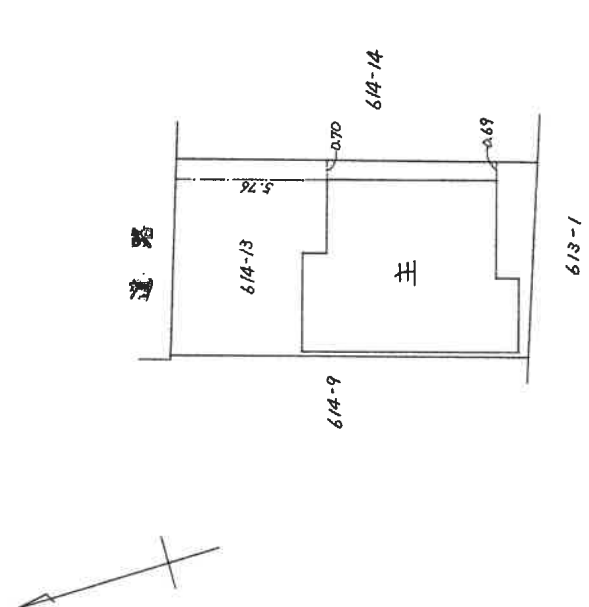


公 図 写
S ≐ 1:500

登記年月日：昭和52年7月6日

123791

3.3.3

家屋番号	614-13	建物図面	附録第八号ノ七								
建物の所在	高松市木太町字東原 614-13	<table><tr><td>製作年月日</td><td>昭和52年7月5日</td><td>製作者</td><td></td></tr><tr><td>申請人</td><td colspan="3"></td></tr></table>		製作年月日	昭和52年7月5日	製作者		申請人			
製作年月日	昭和52年7月5日	製作者									
申請人											
											
縮尺	1/200										

(香川県土地家屋調査士会専用)

昭和52年7月6日登記

登記年月日：昭和52年7月6日

123732

家屋番号 614-13

各階平面図

附録第八号ノ八

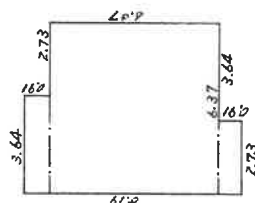
建物の所在 高松市木太町字東原 614-13

作製年 昭和52年7月5日

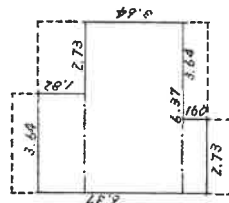
作製者

申請人

1 階



2 階



求積

$$\begin{aligned} 3.64 \times 0.91 &= 3.3124 \\ 6.37 \times 6.37 &= 40.5769 \\ 2.73 \times 0.91 &= 2.4843 \\ \hline \text{計} &46.3736 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

求積

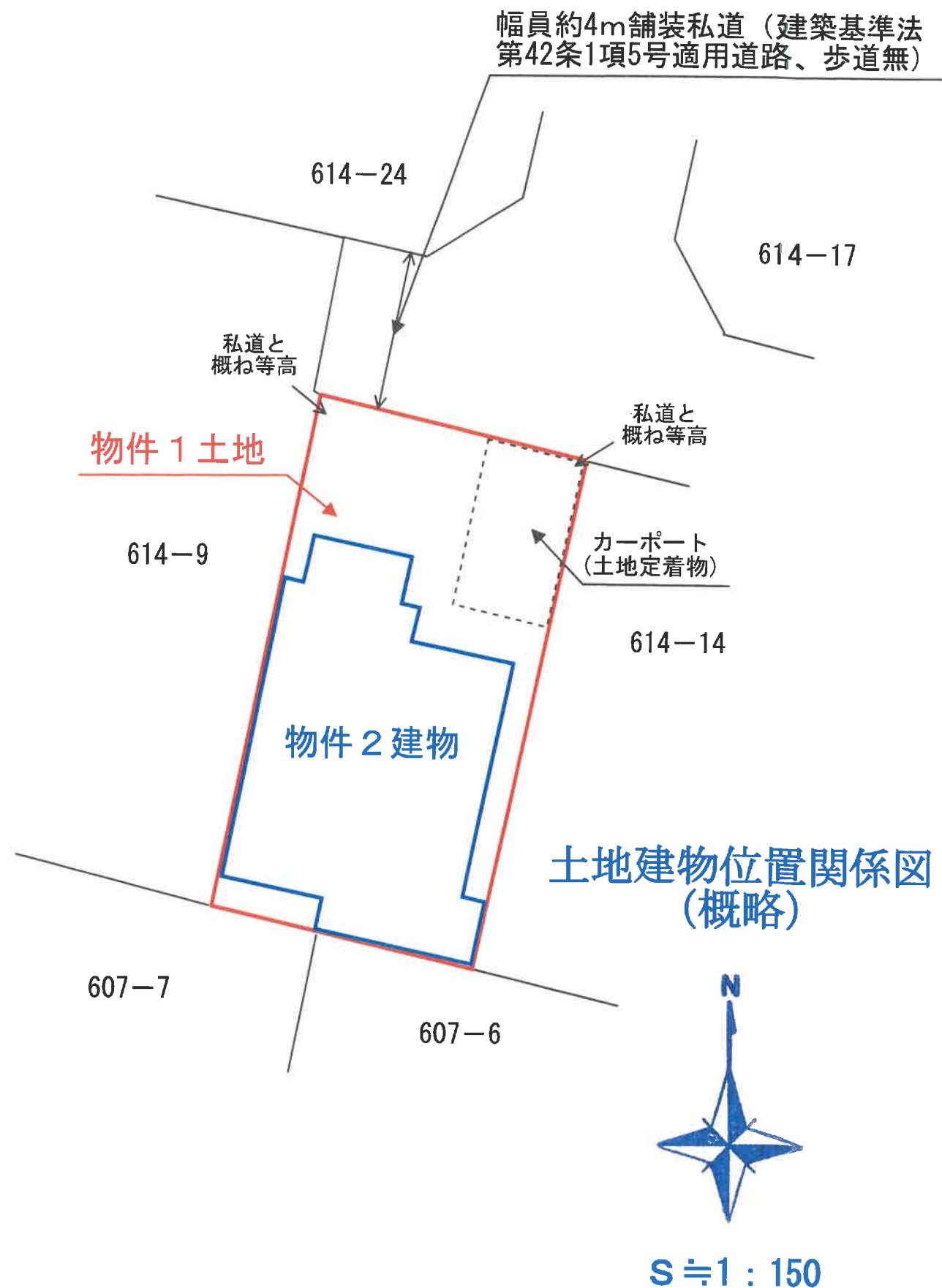
$$\begin{aligned} 3.64 \times 1.82 &= 6.6248 \\ 6.37 \times 3.64 &= 23.1868 \\ 2.73 \times 0.91 &= 2.4843 \\ \hline \text{計} &32.2959 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

縮尺 1/200

(香川県土地家屋調査士会専用)

52年7月6日

- ※1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
 ※2 隣接地の地番は、公図に基づく記載である。



※1 赤色部分は未登記増築部分(概測約10㎡)を表す。
 ※2 2階部分の黒破線は1階部分の形状を表す。

1階



2階



間 取 図

